



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○港湾施設の供用中止…：（港湾局港湾経営部経営課）…二

公告

○開発行為に関する工事完了…：…

…：（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三

告示

●東京都告示第百四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第六百三十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

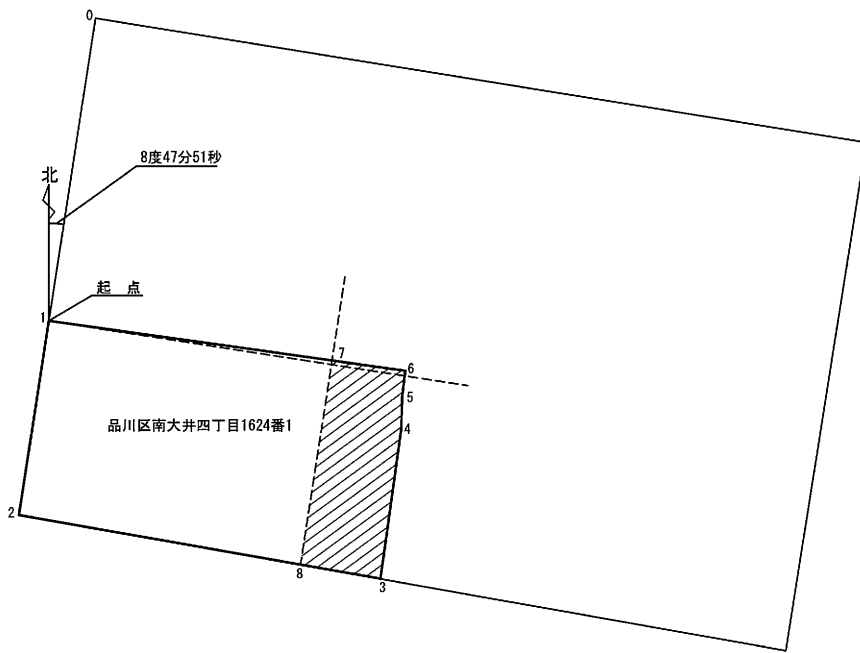
令和五年二月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区南大井四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【格子の回転角度(8度47分51秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
起点は、品川区南大井四丁目1624番1の
地点番号1 (X, Y) = (-1.633, -10.584) とする。

【座標値】
座標値は、品川区南大井四丁目1624番1の最北端を
(X, Y) = (0, 0) とし、東西方向をX、南北方向
をYとした相対座標である。

No.	X座標	Y座標
0	0.000	0.000
1(起点)	-1.633	-10.584
2	-2.680	-17.369
3	9.964	-19.594
4	10.697	-14.327
5	10.723	-13.254
6	10.835	-12.324
7	8.272	-11.965
8	7.171	-19.102

【凡例】

- 指定を解除する区域
- 調査範囲
- 単位区画
- 筆境界

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001



公 告

●東京都告示第百四十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和五年二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	所在地	中止期間
船舶給水施設	運搬給水施設	品川区八潮一丁目一番三号地先	令和五年二月二十四日から同年三月三十一日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 仲 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市住吉町四丁目二千四百七十七番七十五
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

東久留米市南町三丁目千七百一十三番一及び同番六
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳克